

令和6年9月24日

令和6年台風10号による農業被害に対する金融支援の発動について

JAバンク静岡・静岡県信用農業協同組合連合会（代表理事理事長 吉田 正吾）は、令和6年台風10号によって被害に遭われた農業者の農業施設等の復旧並びに農業経営の継続を支援するため、緊急措置として下記の金融支援を実施いたします。

記

1. 金融支援対象者
令和7年9月末までに各JAの災害対策資金をお借り入れされた方
2. 金融支援内容
 - (1) 利子補給
 - ① 補給率
各JAの災害対策資金に対し、1.0%以内の利子補給を実施いたします。
 - ② 利子補給対象期間
お借入日から最長5年間といたします。
 - (2) 保証料助成
保証料相当額を全額助成いたします。

以上